ロ　一マイクロ秒を超えるパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
（一）　単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
1　ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるもののうち、平均出力が一〇ワットを超えるものであって、パルス繰り返し周波数が一キロヘルツを超えて動作するもの
2　平均出力が二〇ワットを超えるもの
（二）　多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
1　ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、平均出力が三〇ワットを超えるもの
2　平均出力が五〇〇ワットを超えるもの
五　波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって、九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの
イ　単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
（一）　ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるもののうち、平均出力が一〇ワットを超えるものであって、パルス繰り返し周波数が一キロヘルツを超えて動作するもの
（二）　平均出力が五〇ワットを超えるもの
ロ　多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
（一）　ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、平均出力が三〇ワットを超えるもの
（二）　平均出力が五〇〇ワットを超えるもの
六　波長可変レーザー発振器以外のレーザー発振器であって、一、四〇〇ナノメートル超一、五五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの
イ　一パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超えるもの
ロ　平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの
七　自由電子レーザー発振器

第十七条　輸出令別表第二の三第二号レに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　磁力計であって、感度（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値をいう。）が一・〇ナノテスラ未満のもの
二　超電導材料を用いた部分品（ジョセフソン効果素子又は超電導量子干渉素子を含む。）を有するセンサーであって、次のイからハまでの全てに該当するもの
イ　当該部分品に使用する超電導材料の臨界温度より低い温度で使用することができるように設計したもの
ロ　一キロヘルツ以下の周波数の電磁場の変動を検出できるように設計したもの
ハ　次のいずれかに該当するもの
（一）　最小線幅が二マイクロメートル未満の薄膜超電導量子干渉素子を組み込んだものであって、入出力回路を有するもの
（二）　磁場の変動速度が一秒につき一、〇〇〇、〇〇〇磁束量子を超える場合に使用できるように設計したもの
（三）　磁気遮蔽を用いずに、地球磁場中で使用できるように設計したもの
（四）　温度係数が温度一度当たり〇・一磁束量子未満のもの

第十八条　輸出令別表第二の三第二号ソに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、地上用の重力計であって、次のいずれかに該当するものとする。
一　静止状態における測定精度の絶対値が一〇〇マイクロガル未満のもの
二　ウォルドン型のもの

第十九条　輸出令別表第二の三第二号ツに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　航空機用のレーダー装置及びその部分品
二　宇宙用のレーザーレーダー（ライダーを含む。）であって、測量用又は気象観測用に特に設計したもの
三　回転翼航空機のために特に設計したミリ波の拡張型ビジョンレーダー撮像システムであって、次のイからニまでの全てに該当するもの
イ　動作周波数が九四ギガヘルツのもの
ロ　平均出力が二〇ミリワット未満のもの
ハ　レーダーのビーム幅が一度のもの
ニ　動作範囲が一、五〇〇メートル以上のもの

第二十条　輸出令別表第二の三第二号ネに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　地震波を検知する装置（三に該当するものを除く。）
二　放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ
三　地震波を検知及び分類し、震源の位置を判定するシステム

第二十一条　輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、第十六条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するものとする。
一　自由電子レーザー発振器用の磁気ウィグラーを製造、試験又は検査するためのもの
二　自由電子レーザー発振器用のフォトインジェクターを製造、試験又は検査するためのもの
三　自由電子レーザー発振器の縦方向の磁場を調整するためのもの

第二十二条　輸出令別表第二の三第二号ラに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　ビート長が五〇〇ミリメートル未満になるように改質した光検出器用の光ファイバー
二　光検出器の材料となる物質であって、亜鉛含有量がモル比で六パーセント以上のもの

第二十三条　輸出令別表第二の三第二号ムに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　ふっ化物であって、次のいずれかに該当するもの
イ　ふっ化化合物であって、純度が九九・九九パーセント以上のもの
ロ　貨物等省令第九条第十六号ト（一）に該当する化合物から形成したふっ化物ガラス
二　第十五条第二号に該当する光ファイバーのプリフォームであって、ふっ化物の純度が九九・九九パーセント以上のもの

第二十四条　輸出令別表第二の三第二号ウに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品とする。

第二十五条　輸出令別表第二の三第二号ヰに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置とする。

第二十六条　輸出令別表第二の三第二号ノに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　水中用の観測装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　潜水艇に搭載して遠隔操作ができるように特に設計又は改造したカメラ、照明装置、表示装置及び伝送通信装置から構成されるテレビジョン装置であって、空気中で計測された解像度が五〇〇本を超えるもの
ロ　水中用のテレビカメラであって、空気中で計測された解像度が七〇〇本を超えるもの